

第1章 都市計画決定権者の名称等

1.1 都市計画決定権者の名称等

名 称 : 広島市
代 表 者 : 広島市長 松井 一實
所 在 地 : 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号

1.2 事業者の名称等

名 称 : 広島市
代 表 者 : 広島市長 松井 一實
所 在 地 : 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号

名 称 : 広島電鉄株式会社
代 表 者 : 代表取締役社長 椋田 昌夫
所 在 地 : 広島市中区東千田町二丁目 9 番 29 号

第2章 都市計画対象事業の目的及び内容

2.1 都市計画対象事業の目的

デルタ周辺の交通拠点から都心へのアクセスや、デルタ内の公共交通ネットワークを担っている路面電車については、現在、広島駅への進入ルートが迂回しているため、広島駅と紙屋町・八丁堀地区間の所要時間が長く、定時性や速達性の確保が課題となっている。

このため、(仮称) 駅前大橋線軌道建設事業を実施し、デルタ内の移動の円滑化を推進するとともに、利用者の利便性向上の観点に立った公共交通ネットワークの形成を図るものである。

2.2 都市計画対象事業の名称

(仮称) 駅前大橋線軌道建設事業

2.3 都市計画対象事業の内容

2.3.1 都市計画対象事業の種類

軌道の建設

2.3.2 都市計画対象事業の規模

約 1.2km

2.3.3 都市計画対象事業の実施を予定している区域

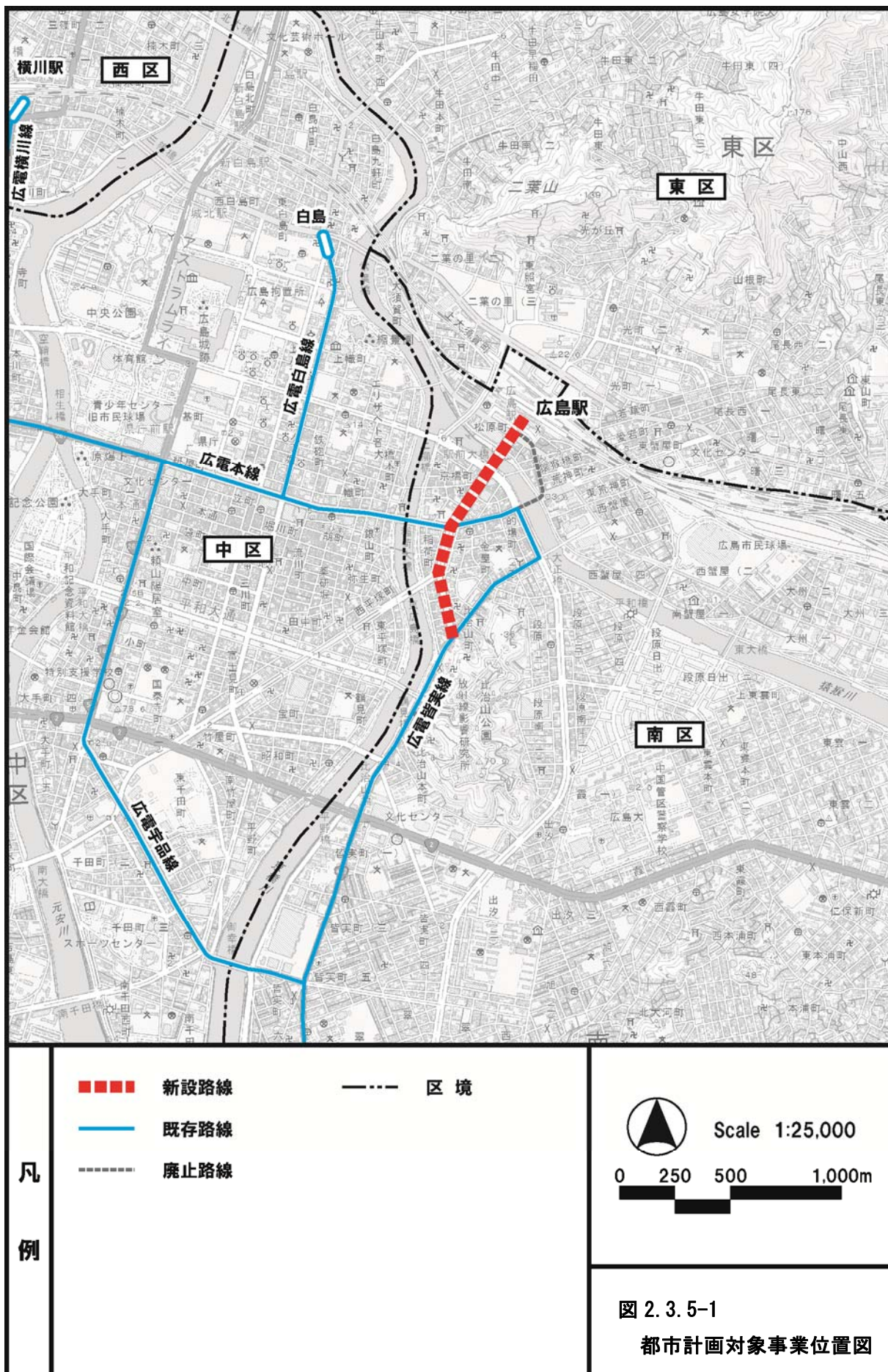
広島市南区松原町～広島市南区比治山町

2.3.4 都市計画対象事業の本線路の数

本線路の数：2

2.3.5 都市計画対象事業に係る軌道施設の設計の基礎となる車両の最高速度

最高速度：40km/h



2.3.6 その他都市計画対象事業の内容に関する事項

(1) 都市計画対象事業の計画概要

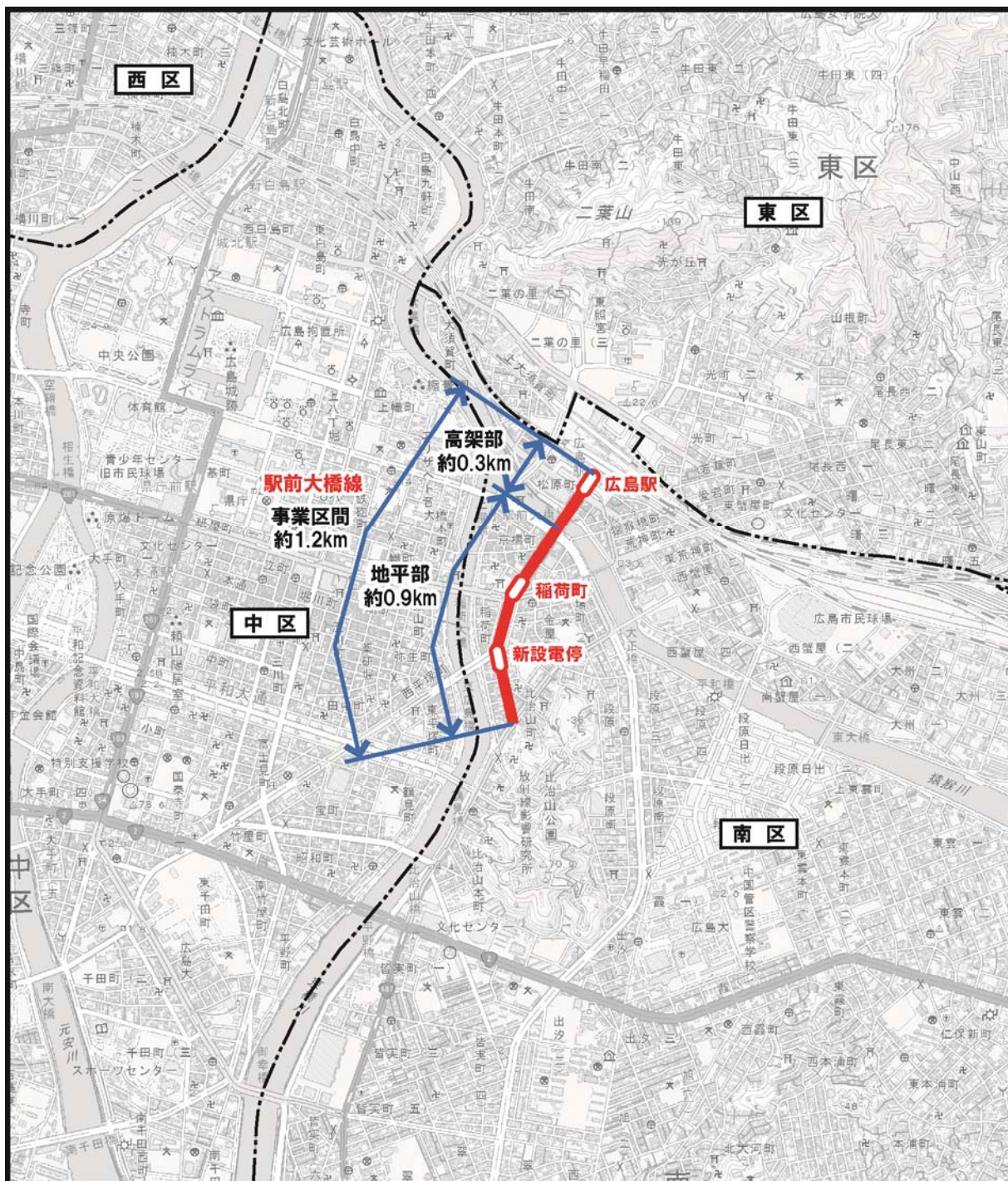
都市計画対象事業の計画概要は、表 2.3.6-1 に示すとおりである。

本事業は、駅前大橋ルートを整備するため、高架部及び地平部で構成される（仮称）駅前大橋線の新設を行うものである。

路面電車の新設路線は図 2.3.6-1 に示すとおりである。

表 2.3.6-1 都市計画対象事業の計画概要

項 目		計画概要
駅前大橋線（新設）	路線延長	約 1.2km（高架部：約 0.3km，地平部：約 0.9km）
	主要構造	高架部：鋼桁及び盛土
	電 停 数	3 箇所（広島駅、稲荷町及び新設電停）



— 新設路線

--- 区 境

⬮ 電 停



Scale 1:25,000

0 250 500 1,000m

凡
例

図 2.3.6-1 新設路線

(2) 工事計画

① 工事内容

1) 工事内容

高架部においては、既設地下構造物の保護を行いながら橋脚・橋台を構築する。橋桁の架設後、軌道及び電気設備の施工を行う。高架部の盛土区間及び地平部は、現状道路の中央分離帯や舗装を撤去し、路面電車の軌道及び電気設備の施工を行う。

2) 工事用車両の走行

工事用車両の走行ルートは図 2.3.6-2 に示すとおりであり、基本的に各幹線道路から事業計画地に入出入りする計画である。

② 工事工程

平成 30 年代半ば頃を目途として供用を開始する予定である。

(3) 供用計画

① 路面電車運行本数

現行の運行本数程度のサービス水準を確保する計画である。

② その他

1) 電停に係る情報

電停は広島駅、稻荷町及び新設電停の 3 箇所を整備する。

